

令和6年11月22日
【総務省】

【概要書】

国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）が実施した令和5年度情報通信研究開発基金に係る業務に関するNICTからの報告書及び同報告書に付する総務大臣の意見

《報告書及び総務大臣意見の概要》

国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）第15条の3第2項の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構令和5年度情報通信研究開発基金に係る業務に関する報告書を、総務大臣の意見を付して報告するものである。

（1）NICTの令和5年度の報告書

令和5年度の業務内容として、事業の効果的な運用を目指し、採択された研究開発の管理及び実施者への支援等を行った旨の報告

（2）報告書に付する総務大臣の意見

令和5年度の業務について、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であった旨を意見

連絡先は省略。